

裁 決 書

弘前市

審査請求人

上記審査請求人が平成19年5月15日付けで提起した弘前市福祉事務所長(以下「処分庁」という。)が同年3月19日付けで行った同年4月分の保護変更決定処分及び同年5月分の保護変更決定処分に係る審査請求(以下「本件審査請求」という。)について、次のとおり裁決する。

主 文

平成19年4月分の保護変更決定処分のうち、医療機関への本人支払額(2,730円)について1,290円を超える部分を取り消し、同年5月分の保護変更決定処分のうち、医療機関への本人支払額(2,740円)について1,290円を超える部分を取り消し、その余の請求を棄却する。

不服の要旨

審査請求人の審査請求の趣旨は、処分庁が、審査請求人に対して平成19年3月19日付けで行った生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)に基づく同年4月分の保護変更決定処分及び同年5月分の保護変更決定処分(以下これらを「本件処分」という。)を取り消すとの裁決を求めるというにあり、その理由とするところは、次のとおりである。

- (1) 本件処分は、日本国憲法第25条並びに法第1条、第3条、第8条及び第9条に違反した、違法・不当なものである。
- (2) 3月分の収入は135,578円であったが、4月分の収入は100,632円、5月分の収入は79,077円となり、急激に収入が減少した。これでは「健康で文化的な生活」ができない。

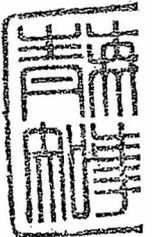
- (3) 母子加算の減額は、母子世帯の生活の実態を無視しており、将来の生活設計が成り立たない。
- (4) 本件処分に係る保護変更決定の通知書（以下「本件通知書」という。）の記載では、保護費が正しく算定されているかどうか分からない。

処分庁の弁明の要旨

処分庁の弁明の趣旨は、本件審査請求を棄却するというにあり、その理由とするところは、次のとおりである。

- (1) 本件処分は、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）により算定したものである。また、平成19年度からの母子加算の減額についても同じく保護基準によるものであり、これに基づいて行った本件処分に違法又は不当な点はない。
- (2) 本件処分は、保護基準の改正に伴う基準生活費の減額等によるものであり、告示もされており要件等が明らかにされているため、本件通知書の記載により足りるものである。

また、平成19年3月7日の職員訪問の際に、審査請求人に対して、母子加算の減額及び冬季加算の削除により、4月から本人支払額が発生する旨を説明し、了承を得たものである。



裁決の理由

1 認定事実

- (1) 処分庁は、平成 年 月 日付けで審査請求人に対して法による保護を開始した。
- (2) 処分庁は、保護基準の改正による母子加算の減額並びに定期的な冬季加算の削除、審査請求人の勤労収入の認定替え及び賞与収入の認定に伴い、審査請求人の扶助額を平成19年4月分について月額0円と変更し、医療機関への本人支払額を2,730円とすべきものと認定し、併せて同年5月分について、勤労収入の認定替えに伴い、審査請求人の扶助額を月額0円とし、医療機関への本人支払額を2,740円に変更すべきものと認定した。
- (3) 処分庁は、(2)に基づき、審査請求人に対し、平成19年3月19日付けで本件処分を行った。

2 判断

- (1) 法は、保護の程度について、「厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行う」（法第8条第1項）と規定し、また、その基準について、「要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない」（同条第2項）と規定しており、これを受けて、厚生労働大臣は、保護基準を定めている。
- (2) これを本件についてみると、処分庁は、審査請求人世帯に係る平成19年4月分の最低生活費を129,000円と算定し、当該最低生活費から、同月分の審査請求人の就労収入134,047円から基礎控除25,520円、特別控除10,308円及び就労のための必要経費13,203円を控除した月額85,016円と審査請求人の児童扶養手当収入月額41,720円及び児童手当収入月額5,000円との合計131,736円を差し引いた結果、同月分の扶助額を0円とし、その差額の2,736円から10円未満の端数を切り捨てた2,730円を医療機関への本人支払額としている。
- (3) また、処分庁は、平成19年5月分の最低生活費を129,000円と算定し、当該最低生活費から、同月分の審査請求人の就労収入134,047円から基礎控除25,520円、特別控除10,308円及び就労のための必要経費13,199円を控除した月額85,020円と審査請求人の児童扶養手当収入月額41,720円及び児童手当収入月額5,000円との合計131,740円を差し引いた結果、同月分の扶助額を0円とし、その差額の2,740円を医療機関への本人支払額としている。
- (4) しかしながら、審査請求人は労働組合費を徴収されており、労働組合費については、生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知）第七の3の（1）のアの（イ）により、就労のための必要経費として認定することとされているところ、処分庁は、審査請求人の労働組合費を就労のための必要経費として算定していない。
- (5) 審査請求人が徴収された労働組合費を加えて就労のための必要経費を改めて算定すると、審査請求人の就労のための必要経費の総額は、平成19年4月分が14,646円、同年5月分が14,642円であり、同年4月分及び同年5月分とも医療機関への本人支払額は1,290円となり、本件処分のうち、それぞれ医療機関への本人支払額1,290円を超える部分は違法と判断される。
- (6) ところで、審査請求人は、母子加算の減額は、母子世帯の生活の実態を無視している旨主張しているが、平成19年度からの母子加算の減額については保護基準の改正によるものであることから、このことについては、本件処分に関し、何ら違法又は不当となるべき点はないものである。
- (7) また、審査請求人は、本件通知書の記載では保護費が正しく算定されている

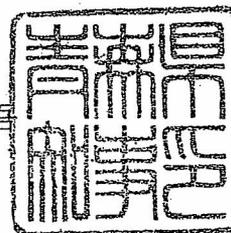


かどうが分からない旨主張している。これについては、法第25条第2項の規定により保護の変更の決定の通知書には保護の決定の理由を附さなければならないものとされているが、本件処分については、保護基準の改正並びに定期的な冬期加算の削除、審査請求人の勤労収入の認定替え及び賞与収入の認定によるものであるところ、保護基準の改正については、平成19年3月31日付け厚生労働省告示第127号により明らかにされていることから、本件通知書に記載する保護の変更の決定の理由は、「基準改定・冬期加算認定削除」との記載で足りるものである。また、上記(5)のとおり、本件処分のうち、それぞれ医療機関への本人支払額について1,290円を超える部分は違法ではあるものの、保護の変更の決定の理由としては「勤労収入による認定替」で足りるものと判断される。したがって、このことについても、違法又は不当となるべき点はないものである。

(8) 以上のとおり、本件処分に関しては、母子加算の減額及び本件通知書の記載については違法又は不当となるべき点はないものの、上記(5)のとおり、本件処分のうち、それぞれ医療機関への本人支払額について1,290円を超える部分は、違法である。よって、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第40条第3項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成19年11月2日

青森県知事 三村 申 吾



教 示

この裁決について不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対して行政不服審査法による再審査請求をすることができる。

裁決の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、県を被告として(知事が被告の代表者となる。)、提起することができる。ただし、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に再審査請求を行った場合には、裁決の取消しの訴えは、その再審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければならないこととされている。